

# 「知的財産推進計画2016」概要 (2016年5月9日 知的財産戦略本部決定)

平成28年5月  
内閣府  
知的財産戦略推進事務局

# 目 次

はじめに

… 1

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築 | … 2 |
| 2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進   | … 6 |

第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

- |                               |      |
|-------------------------------|------|
| 1. 知財教育・知財人材育成の充実             | … 8  |
| 2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進 | … 10 |

第3. コンテンツの新規展開の推進

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化 | … 12 |
| 2. アーカイブの利活用の促進      | … 14 |

第4. 知財システムの基盤整備

- |                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 1. 知財紛争処理システムの機能強化                | … 16 |
| 2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化 | … 18 |

# はじめに

- IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)などによる第4次産業革命の進展と、「超スマート社会」(Society5.0)による経済社会構造変革の展望。大量の情報を集積・処理し、かつネットワークを介して情報がやり取りされることによる新たなイノベーション創出の可能性。
- TPP(環太平洋パートナーシップ)協定をはじめ、経済のグローバル化の進展。



## 1 情報の集積が価値を生み出すことにより、知財戦略における知的財産の射程が拡大

「知的財産」=①発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的な活動により生み出されるもの  
②営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報」（知的財産基本法）

→ 一つ一つでは価値を持たないデータでも集積により新たな価値を持てば「知的財産」に。

## 2 プレーヤー間の「つながり」「かけあわせ」が重要になり、知財戦略の在り方も多様化

- ✓ ネットワークを通じて「つながる」ことにより様々な「知」が互いにオープンになり、シェアされる環境において、オープン・イノベーションが重要に。同様に、コンテンツ分野と非コンテンツ分野の連携による価値創出も期待。
- ✓ 一方で、オープン＆クローズ戦略の再定義などより精緻な知財マネジメントが必要。
- ✓ こうした知財連携や精緻な知財マネジメントを、中小企業や農林水産分野にも浸透させることが重要。

## 3 イノベーション創出を目指した知財戦略の基盤として、制度と人材の整備・育成が重要に

- ✓ イノベーションの創出に取り組もうとする「挑戦者」(イノベーター)への応援を基本に、知的財産権制度について保護と利用のバランスの中での在り方を不断に見直し(知財の価値実現のための「活用」の重要性の意識、技術の変化に対応した柔軟性の確保、技術や財の性格等を踏まえた知財保護の検討、紛争処理システムの機能向上)
- ✓ 国民すべてを「一億総クリエーター」「一億総知財活用人材」として、知的財産を創造、尊重、活用できる人材輩出のため、社会や地域と協働しながら知財教育を充実

# 【第1】1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

## 現状と課題

- IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)など新たな技術の発達とデジタル・ネットワーク化は、大量の情報から付加価値を生み出す新しいイノベーション創出を促進。一方、情報の中には著作権で保護されているものの混在が想定され、イノベーション促進に向けて、知財の保護と利用のバランスに留意しつつ、柔軟な解決を図ることができる新たな著作権システムの構築が必要。
- また、人工知能による自律的な創作物(AI創作物)や3Dデータなど新たな情報財が生まれていることを踏まえ、新しい時代に対応した知財システムの在り方について検討を進めが必要。
- 併せて、デジタル・ネットワークの発展により深刻化する国境を越えたインターネット上の悪質な知財侵害行為に対する対応強化が必要。

## 取り組むべき施策

### デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築

- 柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討するとともに、法の適切な運用を図るための方策について検討
- 権利者不明著作物に係る裁判制度について、補償金供託を一定の場合に後払い可能とすること等の見直しを行う
- 拡大集中許諾制度の導入について、実施ニーズ、法的正当性、実施する団体及び対価の在り方等に係る課題を踏まえ、検討
- コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を、官民が連携して分野ごとに実施するとともに、民間におけるライセンシング環境の整備・構築を支援

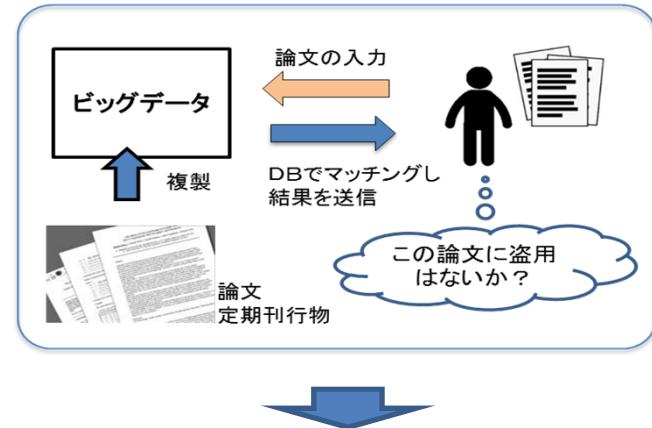
### 新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築

- AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財の知財保護の必要性や在り方について、具体的に検討
- 個人の関与の仕組み(自らのデータ提供先等を管理)等データ流通の円滑化方策等の検討

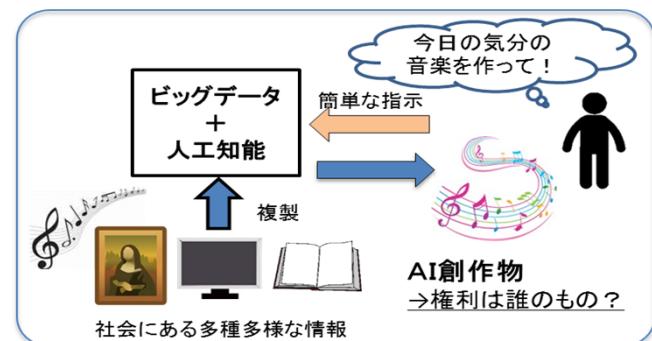
### デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策

- リーチサイトへの法制面も含めた対応、悪質な知財侵害サイトに対するオンライン広告への対応方策、サイトブロックの効果や影響など、国境を越える知財侵害への対応策について検討

#### ○ビッグデータを活用した新規ビジネス (例:論文盗用判定サービス)



#### ○人工知能による創作 (ビッグデータ+人工知能技術)



## 権利制限による利用

### 著作権が及ばない例外 【著作権法内の合計34条の権利制限規定】



#### ➤ 柔軟性のある権利制限規定の検討

- デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討

#### (参考)柔軟性のある権利制限規定の例

(次世代知財システム検討委員会報告書に基づき整理)

著作権の権利制限が正当化される主な視点	総合考慮型	一定の柔軟性のある権利制限規定(例)		
	米・フェアユース型	目的限定(フェア・ディーリング型)(※1)	受け皿規定(※2)	著作物の表現を享受しない利用(C類型)(※3)
①利用行為の目的や社会的要請		研究・批評・報道・教育等	総合考慮	総合考慮
②利用行為の性質・態様	総合考慮	総合考慮	「第〇条から〇条までの規定に掲げる行為のほか、...やむを得ないと認められる場合」	「著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」
③民間での取引の成立可能性			総合考慮	総合考慮

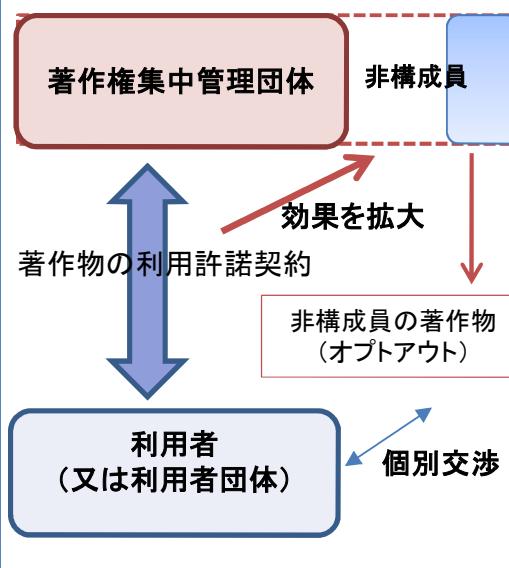
## ライセンスによる利用

参考

### 集中管理団体による利用許諾

#### ➤ 拡大集中許諾の検討

- 集中管理団体との許諾の効果を、非構成員に及ぼす拡大集中許諾制度(英国等で導入済み)の導入可能性を検討

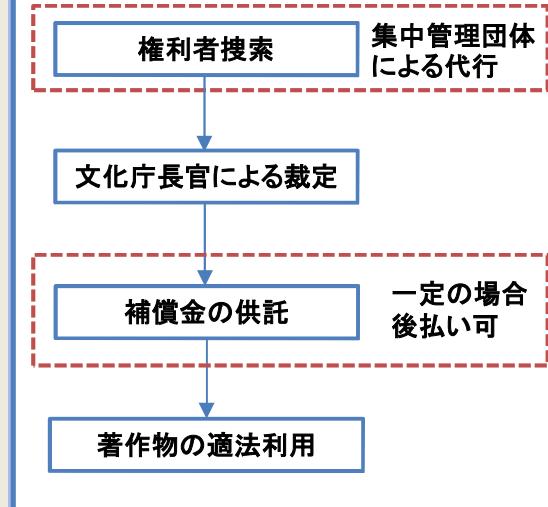


### 個別許諾

#### ➤ 裁定制度の拡充

- 権利者不明著作物の利用を認める文化庁長官による裁定制度について、利用者の探索コスト低減、一定の場合の補償金の後払いを検討

<裁定制度の流れ> <拡充案>



#### ➤ 権利情報の集約化

- 権利情報を集約したデータベースを官民で整備し、権利処理手続を円滑化

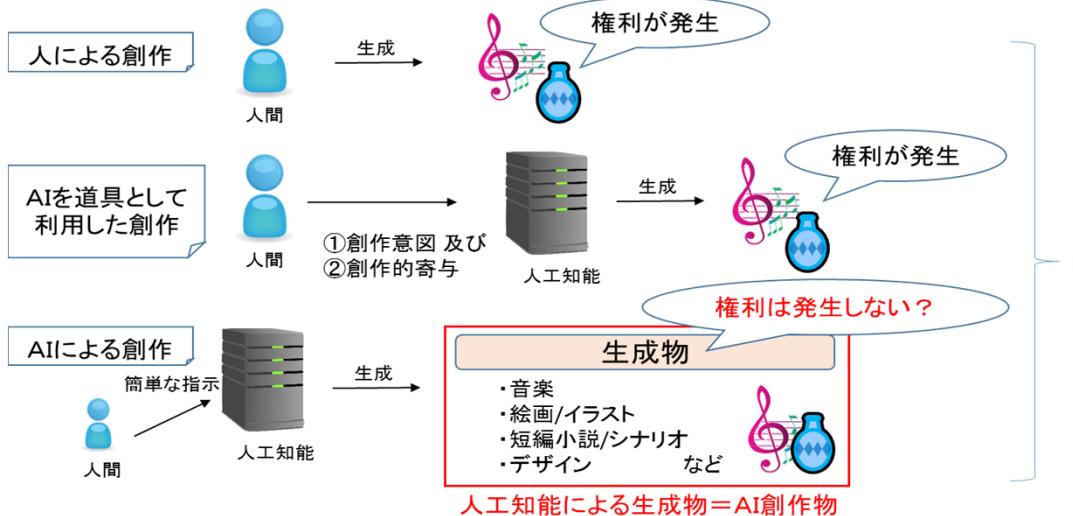
※1 英国のフェア・ディーリング規定では、いずれも非営利に限る。

※2 既存の権利制限の対象となっている行為と同等と評価しうる利用についての受け皿規定

※3 著作物のデータ的利用の特徴である「著作物の表現を享受しない」態様に注目して権利制限を設けるとの考え方

## 【 AI創作物と現行知財制度 】

参考



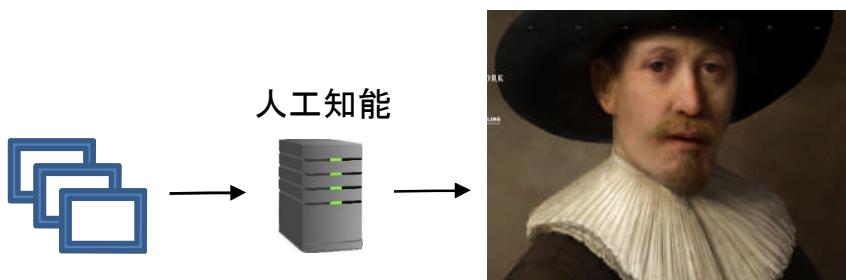
著作物とは…思想又は感情を創意的に表現したもの(著作権法第2条)

今後、あらゆるAI 創作物を知財保護の対象とすることは保護過剰になる可能性がある一方で、市場に提供されることで一定の価値(ブランド価値)が生じたAI 創作物には保護が必要となる可能性

## 【 AI創作物の例 】

### ①「The Next Rembrandt」プロジェクト

レンブラントの画風を人工知能が学習・分析し、  
3Dプリンターを使って新作を描くプロジェクト



レンブラントの全作品をスキャンし、  
人工知能が、レンブラントの画風や  
構図などを学習

出典: <https://www.nextrembrandt.com/>

### ②「AIによる小説創作」プロジェクト

スマホが鳴った。  
深夜一時ころ。ここは研究室の中。

鈴木邦男は、先月こ  
深夜零時を超えてい  
邦男は大きなあくびを  
「鈴木邦男さんですか  
「はい、あなたは？」  
「わたしは悪魔」

「イタズラならよしてくれ。僕はいまレポートで忙しいんだ」  
「なんでも一つ願いを叶えてみせましょう」

「バカバカしい、さあ、切れますよ」  
「お待ちください、一度試してみてからでも損はないでしょう？」  
「それなら、このひどい眠気をなんとかしてくれ。レポートが進みやしない」  
「お安い御用です」

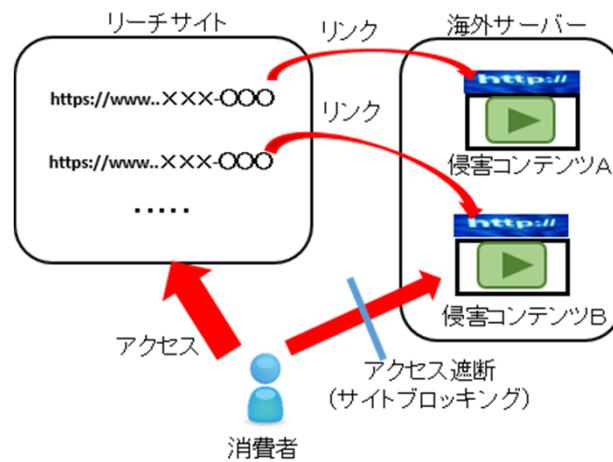
悪魔がスマホ越しに何やら呪文を呟いたと思うと、邦男の眠気はさっぱりと消え飛んだ。レポートもばっちり書けた。  
しかしそれ以来、邦男は一睡もすることができなくなった。

はこだて未来大学のプロジェクトの過程で  
生まれた「超ショートショート」小説。

AIが全てを書いたわけではなく、一部人手  
を加えたと言われている。

出典: AIが作った星新一の「新作」できはいかほど? 平成28年1月5日朝日新聞

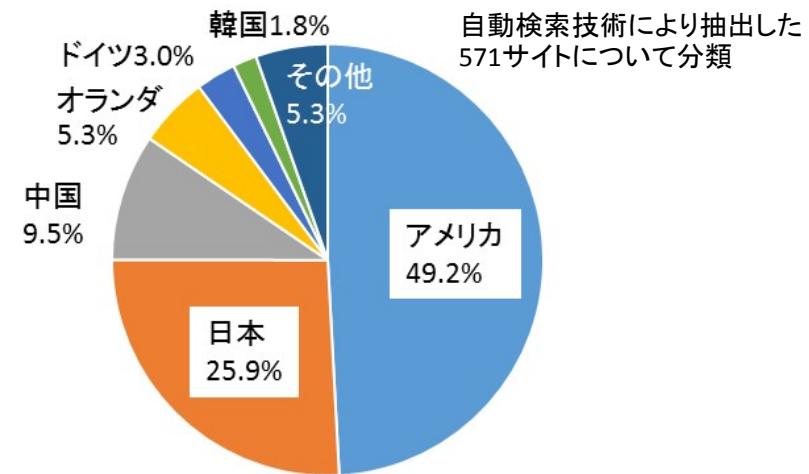
## ■ リーチサイト(※)及びサイトブロッキング(イメージ)



※ 消費者を侵害コンテンツに誘導するためのリンクを集めて掲載するサイトのこと。

参考

## ■ リーチサイトのサーバ設置国の割合



(出典)電気通信大学「リーチサイトにおける知的財産侵害実態調査」(2012年3月)

## ■ 海外の動画共有サイトへの削除要請通知実績

(2011年8月～2015年3月31日)

サイト名	通知数	削除数	削除率
youku (中国)	74,071	72,262	97.55%
tudou (中国)	62,960	62,613	99.44%
56.com (中国)	8,817	8,654	98.15%
ku6 (中国)	17,142	17,138	99.97%
pandora (韓)	14,438	13,658	94.59%
dailymotion (仏)※	5,712	5,369	93.99%
fc2 (米)※	3,241	3,241	100.00%

※dailymotion、fc2については2013年8月より監視対象に追加

## ■ リーチサイトへの削除依頼と削除実績

	削除要請件数	削除確認件数	削除率
Aサイト	63件	2件	3.2%
Bサイト	186件	0件	0%
Cサイト	201件	0件	0%
Dサイト	3479件	0件	0%

(出典)2016年2月8日次世代知財システム検討委員会  
一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構提出資料等

## 【第1】2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

### 現状と課題

- プレーヤー間が「つながる」第4次産業革命時代では、「知」を互いにオープンにするオープン・イノベーションの重要性が増大。
- また、オープン＆クローズ戦略を軸に、多様な手法を駆使した知財マネジメントの実践が重要。
- 第4次産業革命時代の特性を踏まえつつ、オープン・イノベーションにつながる产学・産産連携を活性化させるとともに、知的財産権としての権利化、標準化、営業秘密としての秘匿化を含め、より幅広い知財マネジメントの基盤となるプロイノベーションの知財システムを構築していくことが必要。

### 取り組むべき施策

#### オープン・イノベーションに向けた产学・産産連携機能の強化

- ・オープン・イノベーションを加速するため、产学による技術・システム改革シナリオの共同作成、そのシナリオ実現に向けた活動・体制の企画、产学共同研究・人材育成を実施
- ・大学全体の知財マネジメントの高度化・自律化を促進するため、知的財産戦略・知的財産活用方針の策定、技術移転活動を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を実施

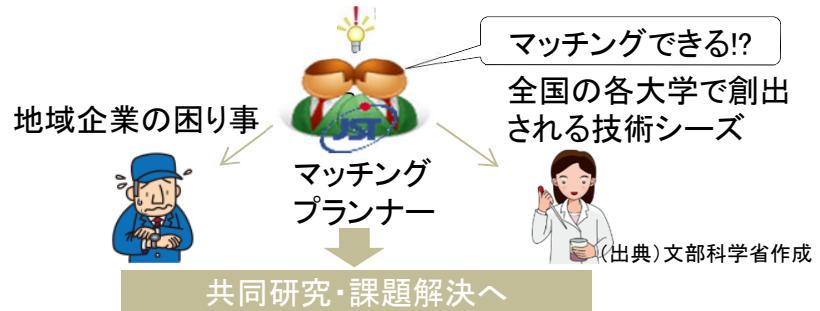
#### オープン＆クローズ戦略に基づく戦略的な標準化の推進

- ・社会システム分野や先端技術分野について、国立研究開発法人等を活用した標準化推進体制強化
- ・中小企業等の技術の標準化・海外認証取得支援
- ・標準化人材育成、CSO(最高標準化責任者)設置促進、資格制度検討

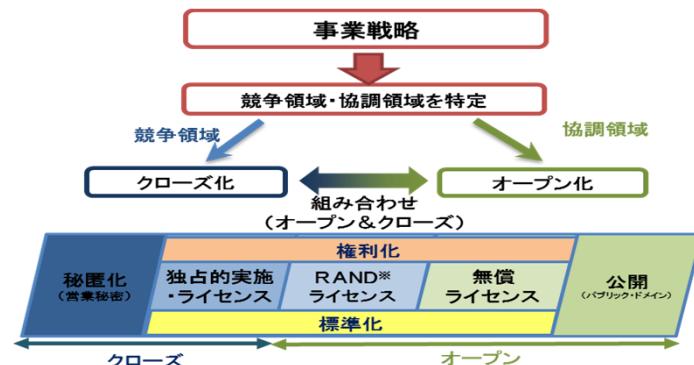
#### 営業秘密保護の強化

- ・秘密情報保護に関する包括的対策を示す「秘密情報の保護ハンドブック」を産業界等へ普及
- ・実務者間での営業秘密漏えいに関する情報交換とともに官民の連携を強化するため、「営業秘密官民フォーラム」を開催

#### 【产学研連携のためのマッチングプランナープログラム】



#### 【オープン＆クローズ戦略の概略】



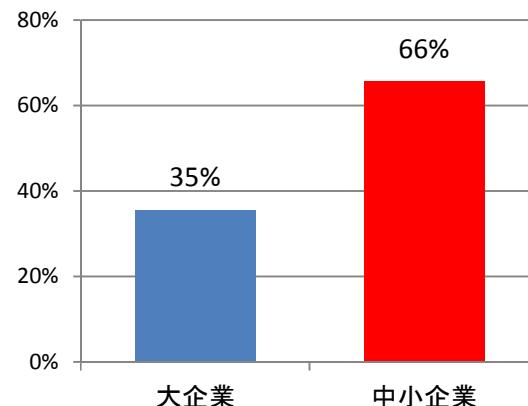
※ 標準必須特許に関するライセンス条件。標準必須特許の保有者は、標準化機関に対して当該標準必須特許を他の者に合理的かつ非差別的な条件でライセンスすることを宣言する必要がある。

(出典) 2016年2月25日検証・評価・企画委員会  
経済産業省提出資料に基づき知財事務局作成

## 参考

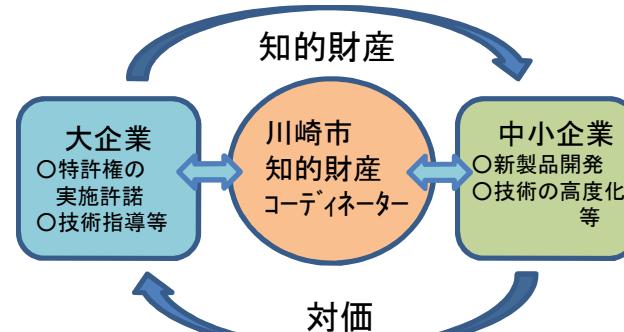
### ■ 日本企業の特許実施率(規模別比較)

※大企業の実施率が低い



(出典)特許庁「中小企業・地域知財支援研究会報告書」(平成26年7月)を基に事務局作成

### ■ 川崎市は、大企業の知財を中小企業へ移転する仕組みを構築



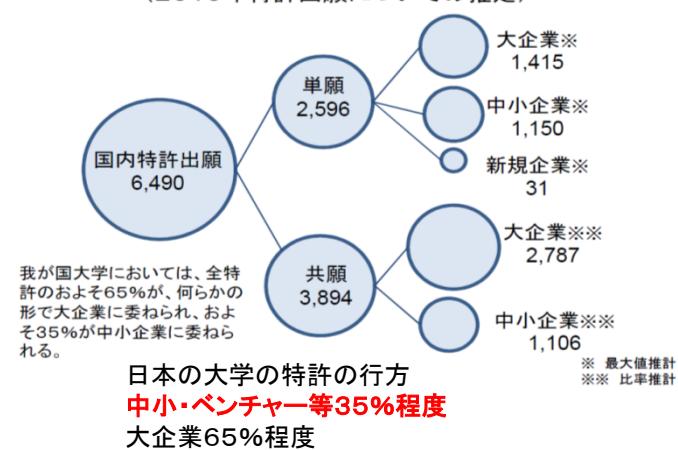
#### 実績(2016年3月現在)

- 参加大企業 : 21社 (富士通、東芝など)
- ライセンス付与 : 21件

(出典)2015年2月27日地方における知財活用促進タスクフォース(第1回)資料より

### ■ 日本の大学特許の行先は大企業が多く、ベンチャーは非常に少ない

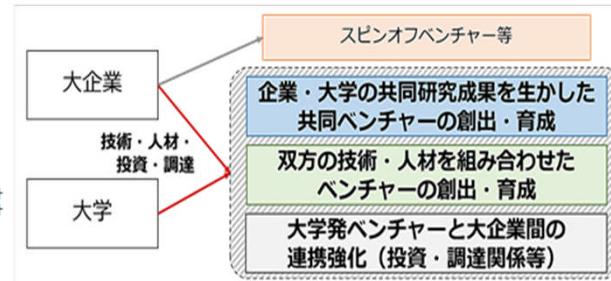
#### 日本の大学の特許の行方 (2010年特許出願についての推定)



(出典)渡部俊也「何のための共同研究・产学連携共同出願特許の行方」日本知的財産学会第10回年次学術大会

### ■ 産学が共同したベンチャー企業育成に向けた仕組みの検討

- ・大学発ベンチャー企業との多様な連携の拡大(投資・調達・人材交流など)や企業・大学の共同研究成果等を活かしたベンチャー企業の創出・育成に向けたスキームを検討
- ・経団連と東京大学が「東大・経団連ベンチャー育成会議」を設立し検討を開始



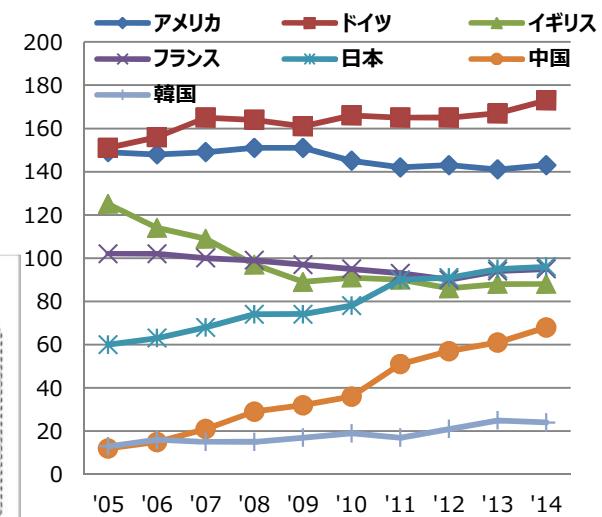
(出典)日本経済団体連合会HP「産学官連携による共同研究の強化に向けて」より

### ■ 社会システム分野や先端技術分野における標準化の動き

技術分野	議長国
スマートシティ	日本(主査)
ビッグデータ	米国(主査)
Industry 4.0-Smart Manufacturing	米国・ドイツ(主査)
IoT	韓国(主査)

(出典)2016年2月25日検証・評価・企画委員会  
経済産業省説明資料より

### ■ ISO/IEC国際幹事引受数の推移



(出典)2016年2月25日検証・評価・企画委員会  
経済産業省説明資料より

## 【第2】 1. 知財教育・知財人材育成の充実

### 現状と課題

- 初等中等教育段階では、教科間の連携、知財の「活用」の重要性も含めた理解増進、教員への支援が必要。高等教育段階では、幅広い学部等における知財関連科目の開設等の自主的な取組の推進や、MOT・MBA等の経営的視点に立った教育との連携が必要。
- 今後の我が国の知財教育の方向性は、以下の3点。
  - ① “国民一人ひとりが知財人財”を目指した発達の段階に応じた系統的な教育の実施
  - ② 社会との関わりや知識の活用を視野に入れた創造性の発展のための仕掛け
  - ③ 地域・社会との協働(産学官連携による支援体制構築)の実現

### 取り組むべき施策

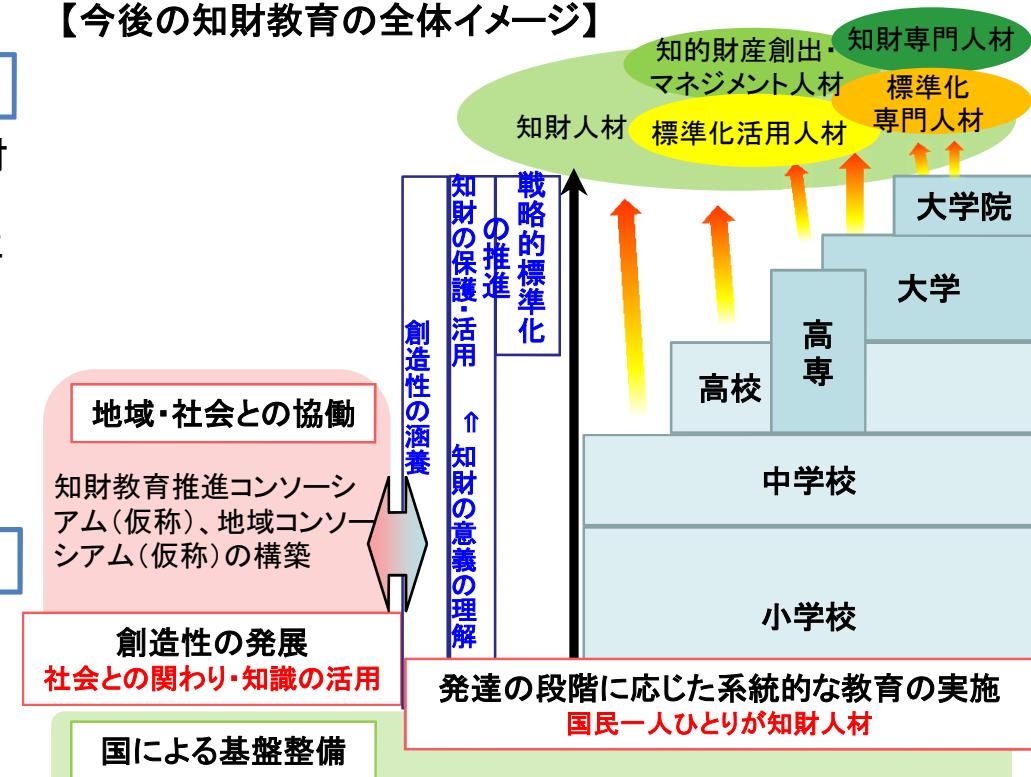
#### 小中高・大学等における知財教育の推進

- 次期学習指導要領の方向性に沿って、各学校で知財に関する中核的な教科を明確にする等し、創造性の涵養及び知財の保護・活用とその意義の理解増進に向け、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現
- 知財科目を必修化した山口大学の取組や先進的な取り組みを展開する高専の事例等を参考に、知財・標準化に関する科目の開設等の自主的な取り組みを推進

#### 知財教育推進コンソーシアムの構築

- 地域・社会との協働のための学習支援体制構築を支援すべく、中央に「知財教育推進コンソーシアム(仮称)」を構築し、関連コンテンツを幅広く集約
- 地域社会と一体となった知財教育を展開する「地域コンソーシアム(仮称)」の構築を促進

#### 【今後の知財教育の全体イメージ】



(出典)2016年2月16日検証・評価・企画委員会  
知的財産戦略推進事務局資料

# 【「知財教育推進コンソーシアム(仮称)」のイメージ】

参考

## ■自治体

### (例) 川崎市の先進的な取組

- ・教育現場／企業間で出張授業内容の摺り合わせなどを推進  
(市の理科副教材収載の協力企業数:38)。



自治体(公的機関)

- ・教育現場と企業等とのマッチング

企業

- ・「本物」と出会える出前授業の提供

小中高等学校



大学

- ・研修等の実施

知財専門家(弁理士・弁護士等)

- ・教育コンテンツの提供

## ■企業

### (例) トヨタの「科学のびっくり箱 なぜなにレクチャー」

- ・小学生を対象に「モノづくりの大切さ」「科学の楽しさ」を伝承。

二足歩行型ロボットデモ



(出典)知財教育タスクフォース(第2回) 近藤委員提出資料

セミナーの様子



## ■大学

### (例) 山口大学の知財教育

- ・教員向け研修会の実施
- ・生徒向けセミナーの実施

## ■知財専門家(弁理士・弁護士等)

### (例) 日本弁理士会の学校教育支援活動

- ・各種コンテンツにより、アイデアを守る世の中の仕組みを学習。



寸劇形式の授業



電子紙芝居



(出典)知財教育タスクフォース(第2回) 杉村委員提出資料

## 【第2】 2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

### 現状と課題

- 我が国競争力の底上げや地域経済の活性化を通じた地方創生のため、中小企業や農林水産業における知財活用の普及・浸透が必要。
- 中小企業に対しては、知財活用途上型・挑戦型に分けて知財戦略の強化を図るとともに、支援施策自体へのアクセシビリティ改善が必要。
- 「農林水産省知的財産戦略2020」に基づき、農林水産分野における知財マネジメントの推進や海外での知財侵害対策の強化が必要。

### 取り組むべき施策

#### 知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動

- 知財総合支援窓口による積極的な周知活動、中小企業支援関係者への普及啓発を通じた知財普及支援活動を推進

#### 知財活用挑戦型中小企業に対する支援の強化

- TPPを契機とした中小企業の海外展開に向けて、知財権の取得から活用までの一気通貫の支援を強化
- 産業・产学連携を活性化させるため、よろず支援拠点と各種の橋渡し・事業化支援人材との連携を強化
- デザイン・ブランドを更に活用した付加価値の高い商品開発等の事業化に向けた支援の一層強化
- 知財ビジネス評価書の作成支援や知財金融シンポジウム開催などの事業性評価における知財活用促進の取組を拡大

#### 農林水産分野等における知財戦略の推進

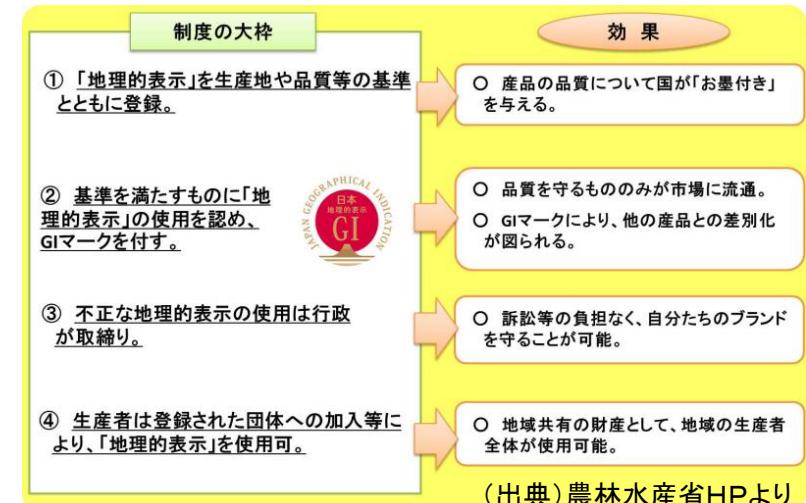
- 農林水産物・食品等の地理的表示(GI)の普及啓発、地域ブランド產品のビジネス化支援や海外の知的財産侵害対策を推進
- 酒類のGI制度の活用促進を図るとともに、日本産酒類の輸出促進に向けた環境整備を実施

#### 【知財面での中小企業の類型】

類型	特徴	課題
知財挑戦型活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・自社製品開発の意欲あり</li><li>・知財を権利化して保有</li><li>・海外展開への意欲あり</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・大企業・大学と連携した事業化</li><li>・知的財産を活用したビジネス向け資金の獲得</li><li>・海外での知財権取得・紛争支援</li></ul>
知財途上型活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・下請け的立場</li><li>・知的財産を保有せず</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・知財に対する「気づき」の付与</li><li>・中小企業向けの支援機関・支援施策の周知</li></ul>

(出典)検証・評価・企画委員会「地方における知財活用促進タスクフォース報告書」(2015年5月28日)をもとに作成

#### 【農林水産物・食品等の地理的表示(GI)制度】

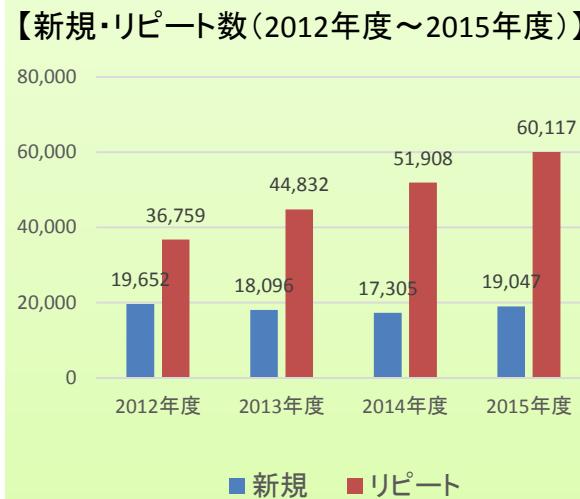


(出典)農林水産省HPより

## 参考

### ■ 知財総合支援窓口

- ・中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知財活動が円滑にできるよう、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うため、都道府県ごとに設置した窓口(全国57か所)
- ・相談内容は出願関係が7割弱
- ・新規利用者は昨年度比約10%増



(出典)特許庁 第6回中小企業・地域知財支援研究会(2015年7月8日)、第7回中小企業・地域知財支援研究会(2016年3月29日)資料より(一部修正)

### ■ よろず支援拠点

- ・中小企業・小規模事業者の売上向上、販路拡大等の経営課題全般に対し、ワンストップで対応する経営相談窓口(全国47か所)

### ■ 中小企業の特許活用状況

- ・特許出願数における中小企業の割合(2014年) 約23万5千件 約3万5千件



(出典)特許庁第6回中小企業・地域知財支援研究会(2015年7月8日)資料をもとに事務局作成

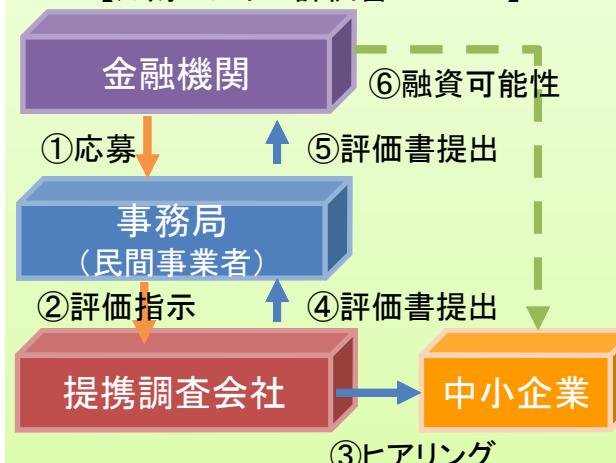
- ・技術などの知的財産を権利化している中小企業は全中小企業385万社のうち1%未満(3.3万社)

(出典)特許庁第4回中小企業・地域知財支援研究会(2014年7月7日) 資料をもとに集計

### ■ 金融機関との連携(知財ビジネス評価書の活用)

- ・知財ビジネス評価書を利用した金融機関は、2014年度の22機関(51件)から、2015年度は63機関(150件)と、約3倍に増加

#### 【知財ビジネス評価書のフロー】



(出典)2014年11月26日検証・評価・企画委員会  
特許庁提出資料をもとに事務局作成

### ■ 中小企業の海外出願状況

- ・外国出願支援企業の出願国



・海外での知財紛争状況

**権利侵害を受けた: 16%**

(回答企業数101/621社)

**海外企業から権利侵害の指摘を受けた: 8%**

(回答企業47/621社)

(2010～2014年度中小企業等外国出願支援事業による支援企業へのアンケート結果)

### ■ 農林水産物・食品等の地理的表示(GI)の申請・登録状況

- ・約60件申請されており、12件が登録 (2016年3月29日時点)

区分	件数	名称
野菜・果実	4件	あおもりカシス、夕張メロン、江戸崎かぼちゃ、鳥取砂丘らっきょう・ふくべ砂丘らっきょう
畜産食品	2件	但馬牛、神戸ビーフ
加工品	2件	八女伝統本玉露、鹿児島の壺造り黒酢
穀物加工品	1件	三輪素麺
非食用農林水産物	3件	くまもと県産い草、くまもと県産い草畳表、伊予生糸

(出典)農林水産省ホームページより 11

## 【第3】

# 1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化

## 現状と課題

- 日本のコンテンツ産業の成長を現実のものとしていくためには、海外展開による海外市場由来の売上増大のみならず、異業種の海外展開への寄与や訪日外国人旅行者の増加といった波及効果を生み出すことが重要。
- そのためには、継続的な海外展開に加え、コンテンツと非コンテンツの連携強化や、資金調達方法等の制度的課題検討や人材育成などコンテンツを創出していくための基盤強化、模倣品・海賊版対策の推進が必要。

## 取り組むべき施策

### コンテンツと非コンテンツの連携強化

- ・「クールジャパン官民連携プラットフォーム」を通じた異業種間(コンテンツ産業とのづくり・食など非コンテンツ産業)の連携促進
- ・民間主導によるクールジャパン発信拠点構築とネットワーク化の促進
- ・地域の魅力発信支援とロケ撮影促進

### 継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組

- ・現地放送枠の確保、コンテンツのローカライズや国際共同制作支援、権利処理の円滑化

### コンテンツ産業基盤強化のための取組

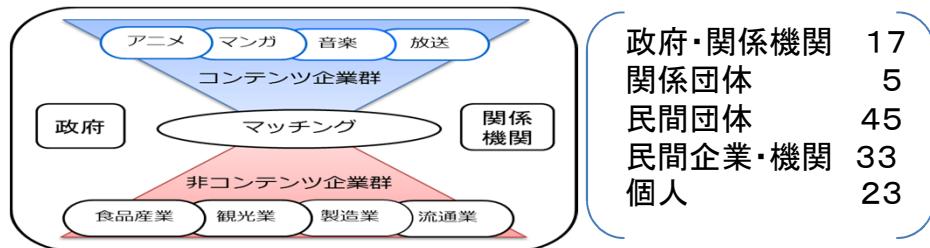
- ・プロデューサー、クリエーター等の人材育成
- ・資金調達等制度的な課題等への対応
- ・コンテンツ制作取引に関するガイドラインの普及啓発

### 模倣品・海賊版対策

- ・政府間協議や官民一体となった相手国政府への働き掛けの実施

### 【クールジャパン官民連携プラットフォーム】

- 2015年12月設立
- 共同会長 島尻 安伊子 クールジャパン戦略担当大臣  
川上 量生 カドカワ(株) 代表取締役社長  
長榮 周作 パナソニック(株) 代表取締役会長



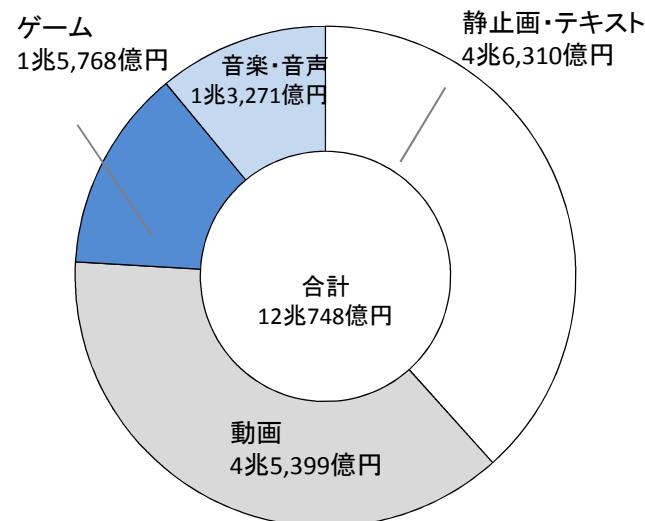
### 【コンテンツ・非コンテンツ連携イメージ】



(例) アニメ（ガンダム）の知名度を生かし、伝統工芸品（九谷焼）の魅力を発信

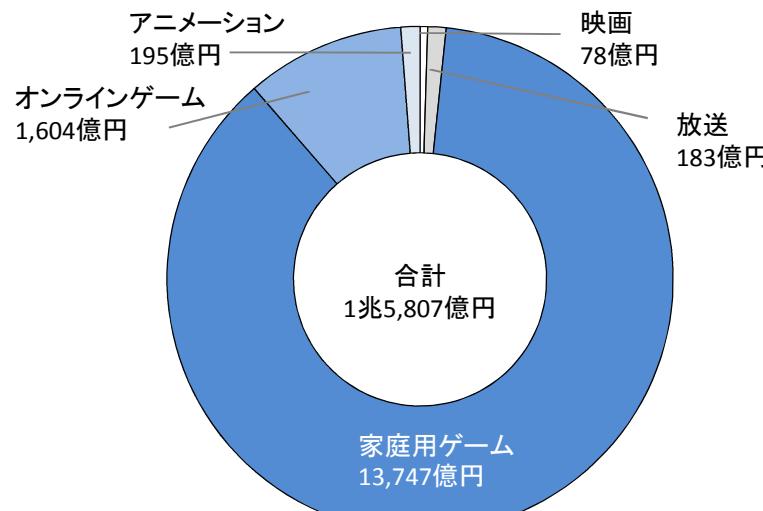
(例) インドネシアにおいて、手洗い等の重要性を啓発するリーフレットにドラえもんを起用。公益性の高い啓発活動に起用することで、社会メッセージの浸透だけでなくキャラクターイメージの向上にも寄与

## ■ コンテンツ産業の国内市場規模（2014年）



(出典)デジタル・コンテンツ白書2015

## ■ 海外売り上げの状況（2014年）



(出典)

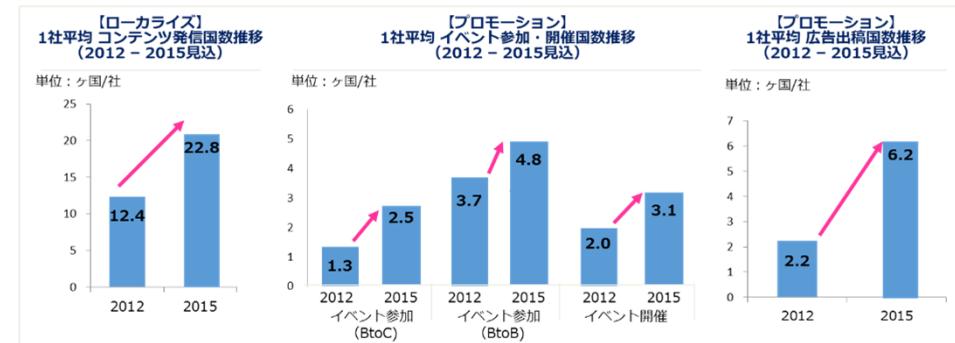
映画、ゲーム、アニメーション：「デジタルコンテンツ白書2015」  
放送：総務省情報通信政策研究所「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析（2014年度）」

## ■ JLOP事業の成果



- JLOP利用事業者の海外展開国数は大幅に増加
- JLOPを活用して初めて海外展開した事業者は260社であり、全JLOP利用事業者の40%
- JLOP利用事業者全体での2015年度海外売上は総額1247億円増加（2012年度比較）
- JLOP事業と連携した非コンテンツ企業の2015年度の海外売上は総額648億円増加（2012年度比較）

参考



(出典) 経済産業省「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合第2回（2015年11月17日）及び第3回（2016年2月5日）」 資料より

## ■ 放送コンテンツ海外展開モデル事業の経済波及効果

ASEAN6か国※を対象としたモデル事業(H25補正事業)を通じてもたらされる  
経済波及効果は総額で93.3億円(直接効果:50.7億円/生産誘発効果:42.6億円)

※:フィリピン、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、ミャンマー



<注記>  
①:モデル事業で制作した番組の放送によって訪日等インバウンドに寄与して関連産業にもたらした経済効果  
効果の対象 ②:モデル事業で制作した番組の放送によって日本製品の輸出等アウトバウンドに寄与して関連産業にもたらした経済効果  
算出方法 a:モデル事業で制作した番組の視聴者へのアンケート調査結果及び関連統計に基づき推計(詳細は出典を参照)  
b:直接効果を最終需要と捉え、それぞれ内訳の費用の性質に応じて、総務省『H25年度情報通信産業連関表』の  
対応する産業へ投入し、誘発される生産額(一次波及効果)及び雇用者所得增加に伴う誘発効果(二次波及効果)を推計  
c:a及びbの合計

(出典) 総務省「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合第4回（2016年3月22日）」 13

## 【第3】

# 2. アーカイブの利活用の促進

## 現状と課題

- 「知財推進計画2015」に基づき、文化発展やコンテンツの国内外への発信の基盤となるデジタルアーカイブの構築とその利活用の促進を図るため、関係府省・実務者による「実務者協議会」を2015年度に設置し、実務的課題と対応策の検討体制を強化。
- 今後は、中小規模機関や地方を含めた分野・地方に応じたアーカイブ連携モデルと推進策の検討、コンテンツを解説・紹介するためのデジタルデータ(メタデータ、サムネイル／プレビュー)の利用条件等の運用面・制度面での整備等が必要。

## 取り組むべき施策

### アーカイブ間の連携の促進

- 分野・地方両面からの連携推進策、地方における各機関等の協力推進策等を、実務者協議会等を通じ検討
- 国の分野横断統合ポータル構築(国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインの連携)

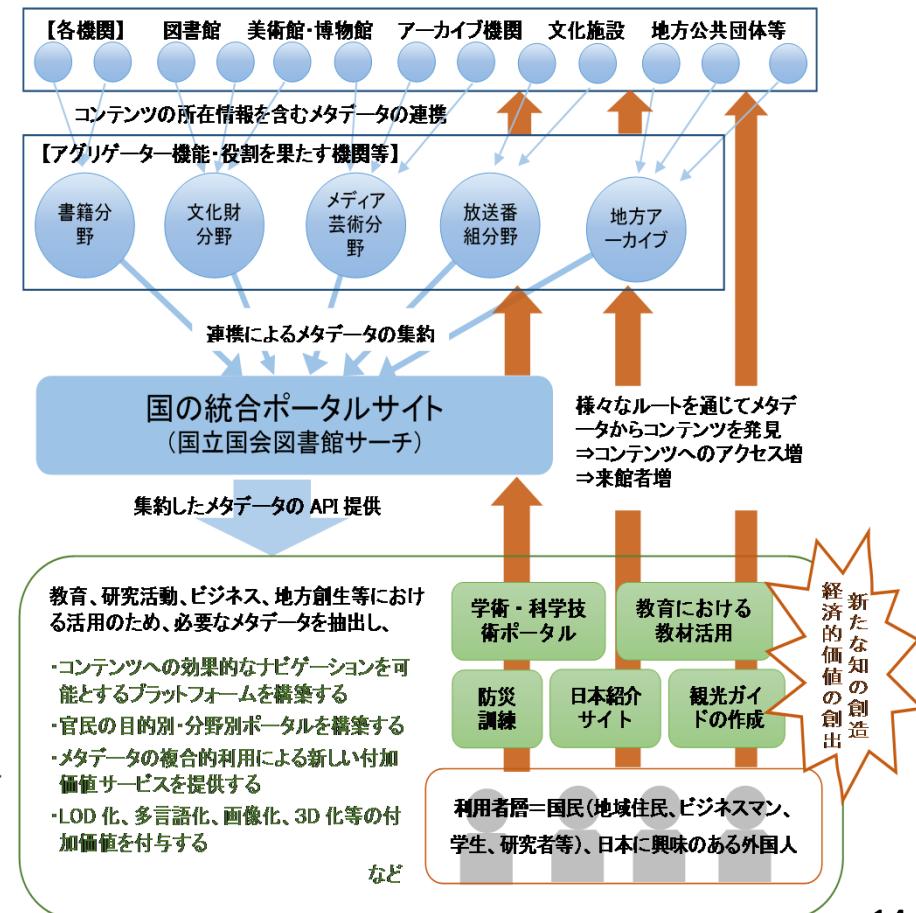
### 分野ごとの取組の促進

- 各分野の東ね役(アグリゲーター)によるメタデータの集約化
- 書籍等：公共・大学図書館等の連携支援、国立国会図書館資料のデジタル化の継続とデータの利活用促進
- 文化財：日本遺産を構成する文化資源等のデータ集約や多言語化、全国の博物館・美術館等の連携促進
- メディア芸術：メディア芸術データベースの利活用促進
- 放送コンテンツ：教育目的や遠隔地でのコンテンツ利用促進

### アーカイブ利活用に向けた基盤整備

- メタデータのオープン化、サムネイル／プレビューの利用条件等の課題と対応策を、実務者協議会等を通じ検討
- アーカイブ機関による解説・紹介のためのデジタルデータの利用を可能とする著作権制度の検討と必要な対応

### 【メタデータの流れと望ましい利活用イメージ】



# 【日本コンテンツの主なアーカイブの現状】

参考

ゲーム マンガ アニメ 出版物等 放送番組 映画 文化財 (参考) 公文書等 アーカイブ化のステージ	<b>立命館大学ゲーム研究センター</b> 資料数:4513点		<b>文化庁</b> 「メディア芸術アーカイブ事業」 資料情報数 (ゲーム) 約3.8万タイトル (マンガ) 単行本約26.9万冊、雑誌約14.6万冊 (アニメーション) 約1万タイトル		※国立国会図書館は、納本制度に基づき、出版物のほかCD、DVD、ROMカセット等の媒体による音楽、映像、ゲーム等についても収集。 ※「現物資料の情報のDB化」については、各館・機関単位で行われているものは記載せず、横断的な取組等のみを記載。 ※国立国会図書館の納本制度等による資料数は、国立国会図書館年報(平成26年度)による。			
	<b>米沢嘉博記念図書館</b> (明治大学) 資料数:約14万点(マンガ)等							
	<b>京都国際マンガミュージアム</b> (京都市、京都精華大学) 資料数:約30万点(マンガ)							
	<b>国立国会図書館</b> ※納本制度等 資料数:約1053万点(図書) 約1650万点(逐次刊行物) 約1404万点(非図書資料)		<b>国立国会図書館</b> 「国立国会図書館サーチ」 資料情報数:約1億件(書籍) ※各地の図書館等との横断・統合検索		<b>国立国会図書館</b> 約251.5万点(合計) 約9万点(古典籍) 約123.5万点(雑誌) 約90万点(図書) 約14万点(博士論文) 約5万点(音楽・演説)			
	<b>(公財)放送番組センター</b> 資料数:約2.2万本(放送番組)		<b>JAPACON</b> (海外向けコンテンツ情報ポータル) ※TV番組、アニメ、映画等の書誌的情報を発信		<b>(公財)放送番組センター</b> 約2.2万本(放送番組) <b>NHK「NHKアーカイブス」</b> 資料数: 約91万本(放送番組) 約698万件(ニュース映像)			
	<b>(独)国立美術館</b> (東京国立近代美術館フィルムセンター) 資料数:約7.6万本(フィルム) 約67万点(スチル写真) 約5.6万点(ポスター)		<b>文化庁</b> 「日本映画情報システム」 資料情報数 45,828件(映倫審査作品)		<b>(独)国立美術館</b> (東京国立近代美術館フィルムセンター) 約3,000本(デジタル映画作品)			
	<b>(独)国立文化財機構(国立博物館)</b> 資料数:約13.9万点(収蔵+寄託)				<b>(独)国立文化財機構(国立博物館)</b> 「e-国宝」 1057点(高精細国宝・重要文化財件数)			
	<b>(独)国立美術館</b> 資料数:約4万点(美術作品)				<b>(独)国立美術館</b> テキストデータ 約4.4万点(うち公開数:約3.8万件) 「所蔵作品総合目録検索システム」 画像データ 約3.6万点(うち公開数:約1.5万件)			
			<b>文化庁「文化遺産オンライン」</b> 国指定文化財、地方公共団体、全国の博物館・美術館提供の情報		約12万件(文化遺産情報) 約5万件(文化遺産画像)			
	<b>(独)国立公文書館</b> 資料数:約139万冊		<b>(独)国立公文書館(横断検索)</b> 10館との横断検索		<b>(独)国立公文書館</b> 「国立公文書館デジタルアーカイブ」 約17.9万冊(行政文書等:11.5万冊、古書・古文書:6.4万冊)			
<b>現物の収集・保存</b>			<b>現物資料情報のDB化</b>		<b>資料のデジタル化</b>			
					<b>資料のネット利用</b>			

## 【第4】

# 1. 知財紛争処理システムの機能強化

## 現状と課題

- 特許権侵害の証拠は被疑侵害者側に偏在しており、特に、侵害行為が侵害者側(例:工場内)で行われる製造方法特許等については立証が困難。また、特許権は無体物(情報財)に関する権利であるため、損害の特定と立証が困難。
- 中小企業が知財訴訟を利用にあたっての費用等の問題や地方における知財司法アクセスの問題も存在。
- 制度に対する内外の信頼感の醸成や予見可能性の向上の観点から知財紛争処理システムの情報公開も必要。

## 取り組むべき施策

### 知財紛争処理システムの機能強化

- 適切・公平な証拠収集手続実現のため、中立的な第三者による被疑侵害者への査察制度(提訴後査察)や、書類の提出命令発令の容易化などについて、具体的に検討
- 適切な損害賠償額の実現のため、通常の実施工料相当額を上回る損害額の算定の容易化のための考慮要素の明確化について、具体的に検討
- 権利の安定性向上のため、侵害訴訟における特許庁に対する求意見制度、特許庁における有効性確認手続、訂正審判請求等を要件としない訂正の再抗弁等について、具体的に検討

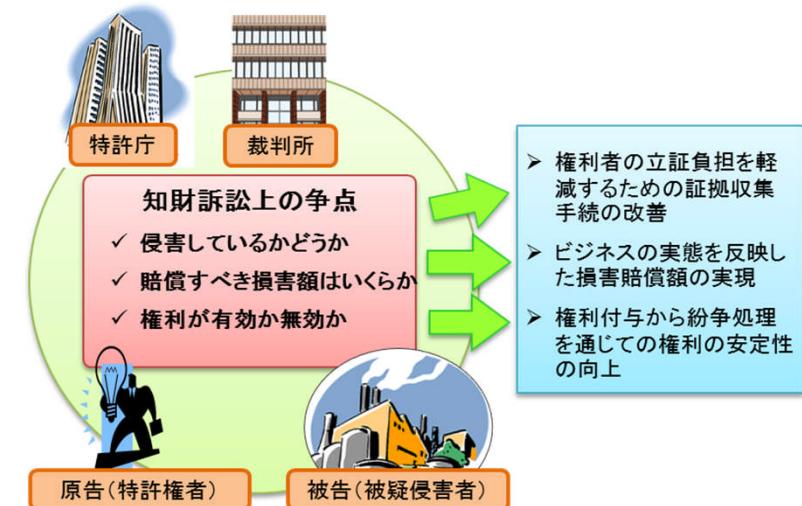
### 知財紛争処理システムの利用支援

- 中小企業の利用支援のため、知的財産を含む訴訟費用保険の普及・支援の検討、よろず支援拠点の相談体制の整備
- 地方における知財司法アクセスの改善に向け、テレビ会議システムのより一層の利用の促進のための周知を期待

### 知財紛争処理に関する情報公開・海外発信

- 知財紛争処理に係る情報公開及び英語による情報発信を強化

## 【知財紛争処理システムの機能強化】

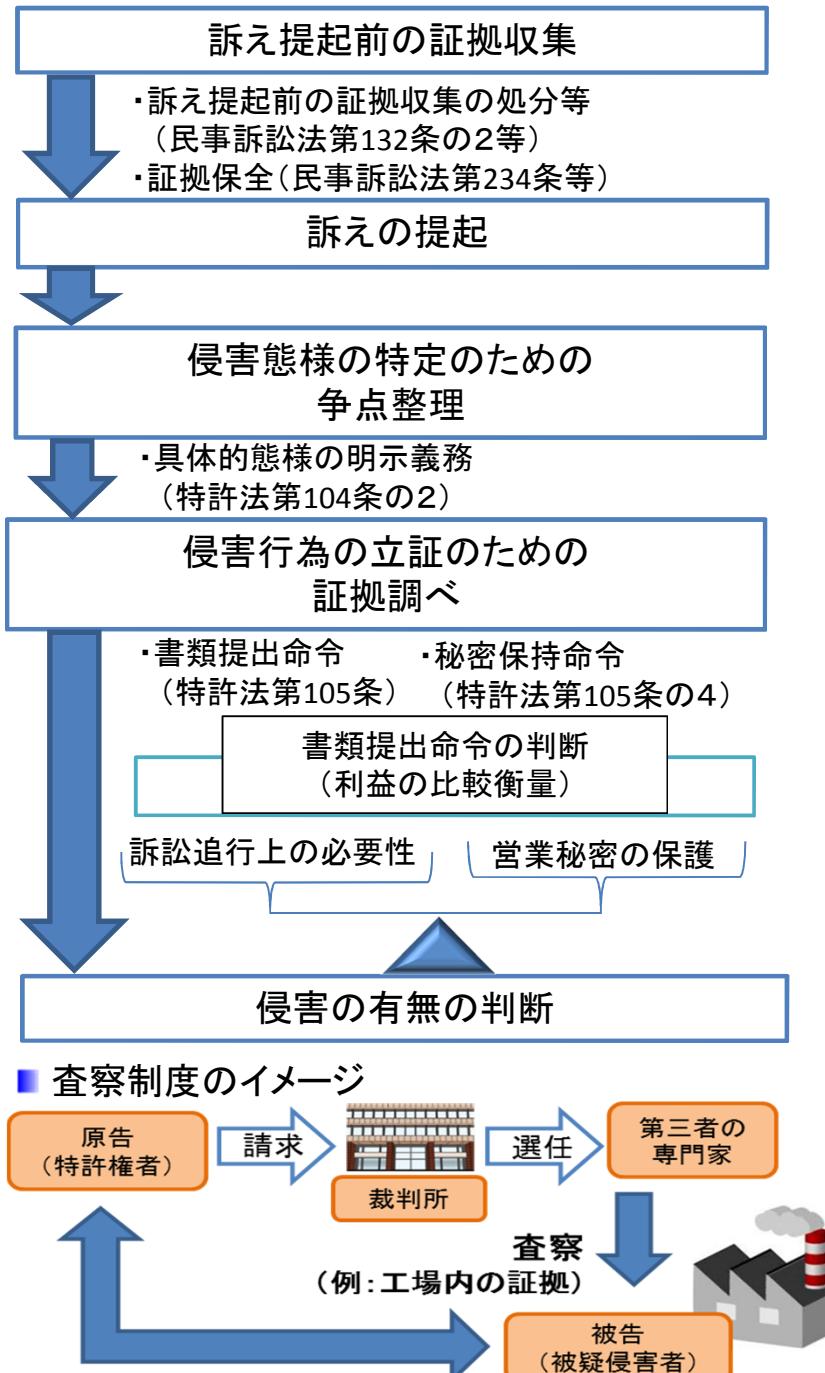


## 【テレビ会議システムのイメージ】



テレビ会議システムの方法による弁論準備手続  
出典:知財高裁パンフレット

## ■ 訴訟進行のイメージ



## ■ 損害賠償額の算定規定

参考

## 民法＜不法行為の損害賠償の一般規定＞

故意又は過失の侵害者は「生じた損害」を賠償する。

709条

立証された損害額(立証努力によって変動)

#### 特許法の特例＜立証負担を軽減する規定＞

102条1項

[← Back](#)

権利者が販売できない事情分 権利者製品の利益額(単位あたり) × 侵害者の販売数量

102条2項

侵害者の営業努力などの事情分 → 侵害者が得た利益

102条3項

#### 通常のライセンス料 侵害段階などの事情

#### ■ 有効性等判断の手続について

## 特許庁における有効性等判断の手続

- ・特許異議申立制度(特許法第113条)  
特許公報発行後6月以内に、何人も行える(書面審理)。
  - ・無効審判制度(特許法第123条)  
特許権設定後、利害関係人が行える(口頭審理)。
  - ・訂正制度(特許法第126条)  
権利者が、特許の瑕疵を取り除くための制度。

#### 裁判所による有効性判断の手続

- ・無効の抗弁(特許法第104条の3)  
被疑侵害者が、侵害訴訟で特許無効を主張できる。

## 【第4】2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

### 現状と課題

- 優れた発明を迅速かつ適切に保護してイノベーションを促進するという観点から、2013年度末に、特許出願後の審査請求から一次審査通知までの期間を11か月とする政府目標を達成。引き続き「世界最速・最高品質の審査」の実現に向けて取り組んでいくことが必要。
- TPP協定などを契機とする我が国企業のグローバル事業展開を一層支援すべく、世界をリードする審査を実現するとともに、それを核に、戦略的に海外知財庁等との連携・協力を進めていくことが必要。

### 取り組むべき施策

#### 世界最速・最高品質の審査の実現

- 審査請求から特許の「権利化までの審査期間」と「一次審査通知までの期間」を、2023年度までに、それぞれ、平均14ヶ月以内、平均10月以内にし、世界最速・最高品質の審査を実現

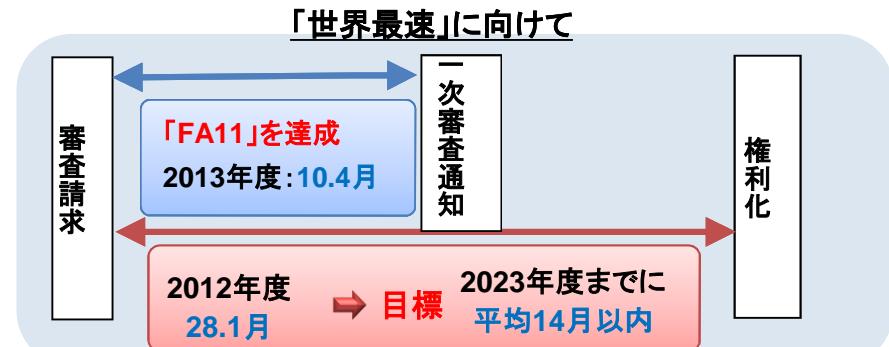
#### 国際連携の推進

- 我が国企業のグローバル活動支援のため、新興国等への審査官の派遣・受入れや審査協力、司法関係者等への研修などによる我が国の知財システムの普及と浸透
- 昨年度開始された日米協働調査試行プログラムを着実に運用するとともに、更なる枠組みの改善策について調整
- 我が国企業のグローバルなブランド戦略を支援するため、新しいタイプの商標制度導入に関する我が国の経験を共有

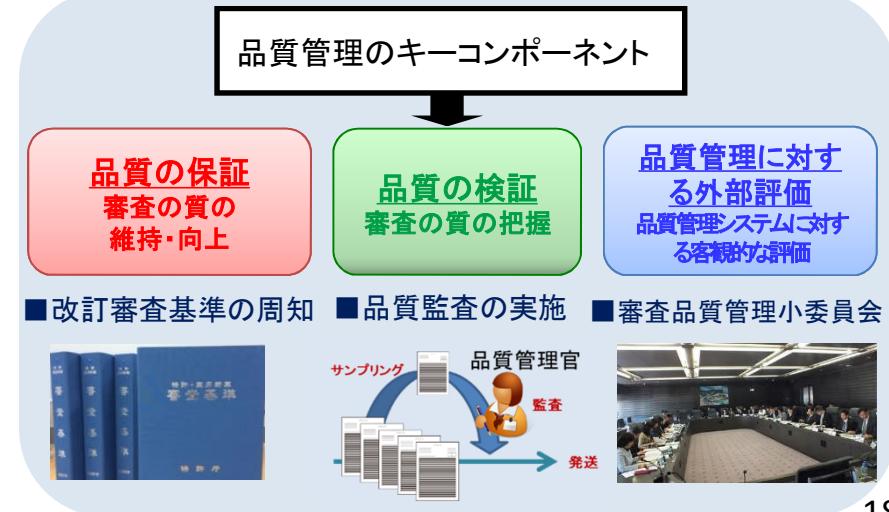
#### 特許行政サービスの質向上

- 特許情報プラットフォームから国内・海外の特許出願・審査関連情報の一括提供を実現
- 人工知能技術を活用した更なる業務の高度化・効率化の可能性を中長期的に検討

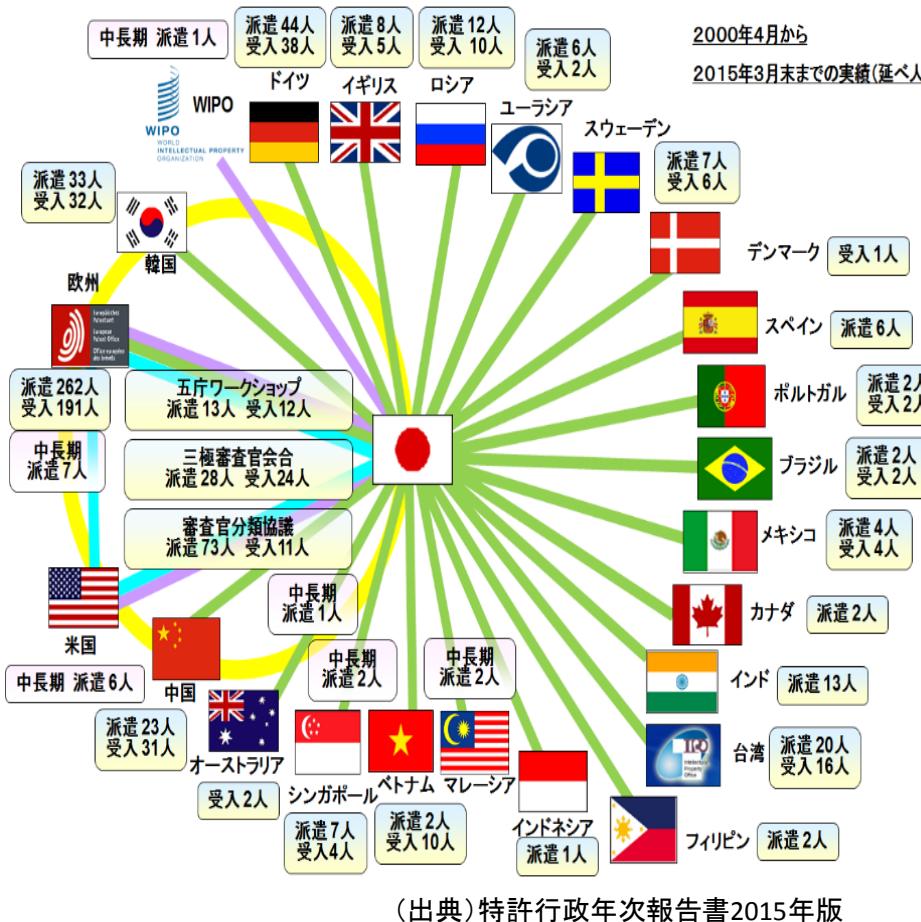
#### 【世界最速・最高品質の審査の実現】



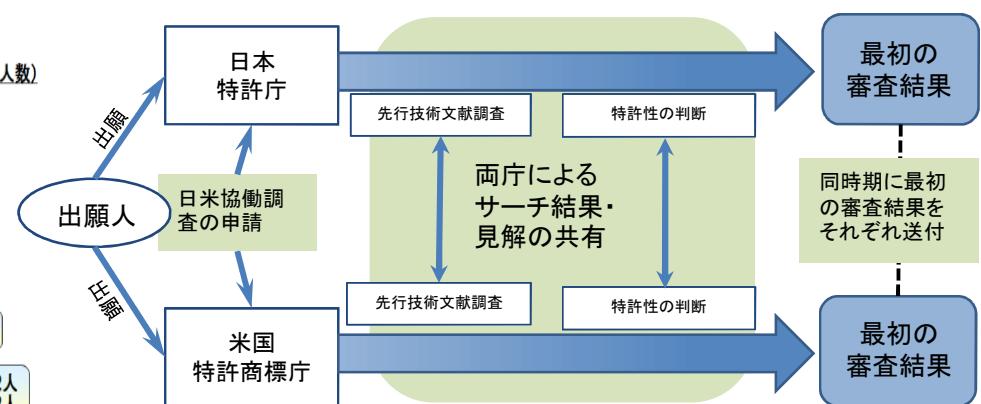
#### 「世界最高品質」に向けて



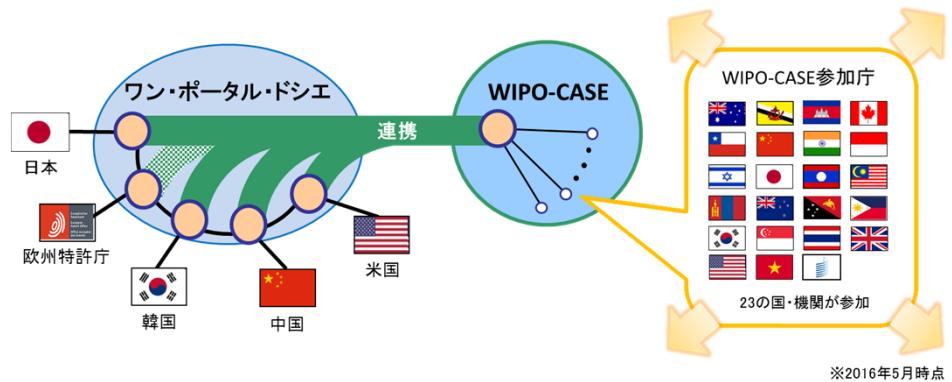
## ■ 海外特許庁との連携・協力(審査官等の派遣・受入)



## ■ 日米協働調査試行プログラムの概要



## ■ 出願・審査関連情報(ドシエ情報)の提供システム



# 知的財産戦略の推進体制

「知的財産基本法」（2003年成立）に基づき、知的財産戦略本部は、政府全体の知的財産推進計画を毎年作成し、知的財産に関する重要施策の総合調整を行う。

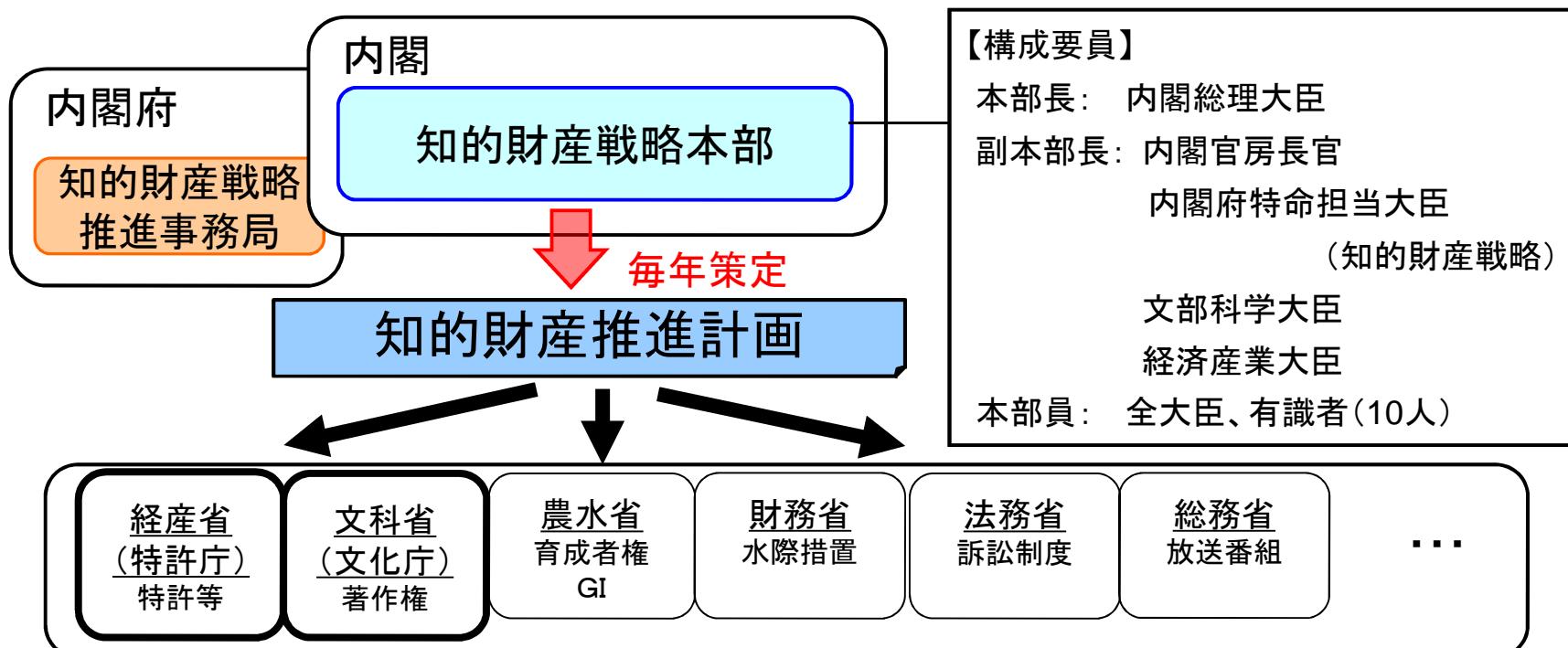
## （1）知財制度の改革

デジタル・ネットワーク化、グローバル化などの環境変化に対応し、特許・商標・意匠、営業秘密、著作権などの知的財産制度の改革を推進。

## （2）コンテンツの振興

マンガ、アニメ、映画などのコンテンツの海外展開、産業振興を推進。

※「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（2004年成立）



## 知的財産戦略本部構成員

本部長： 内閣総理大臣

副本部員：内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）

文部科学大臣、経済産業大臣

本部員：全大臣

有識者（10名）（五十音順、敬称略）

奥山 尚一 弁理士、久遠特許事務所 代表

川上 量生 カドカワ株式会社 代表取締役社長

五神 真 国立大学法人東京大学 総長

小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役会長

迫本 淳一 松竹株式会社 代表取締役社長

竹宮 恵子 漫画家、京都精華大学 学長

日覺 昭廣 東レ株式会社 代表取締役社長

原山 優子 総合科学技術・イノベーション会議 議員

宮川美津子 弁護士、TMI 総合法律事務所 パートナー

山田 理恵 東北電子産業株式会社 代表取締役社長

### 知的財産戦略本部

- ・2015年11月24日（「知的財産分野におけるTPPへの政策対応について」決定）
- ・2016年5月9日（「知的財産推進計画2016」決定）

### 検証・評価・企画委員会

<u>産業財産権分野を取り扱う会合</u>	<u>コンテンツ分野を取り扱う会合</u>	<u>知財紛争処理システム検討委員会</u>	<u>次世代知財システム検討委員会</u>
(座長)渡部 俊也 東京大学政策ビジョン研究センター教授	(座長)中村 伊知哉 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授	(委員長)伊藤 真 東京大学 名誉教授 長島・大野・常松法律事務所顧問、弁護士	(委員長)中村 伊知哉 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

- ・2015年10月～2016年4月（全5回）
- ・2015年10月～2016年4月（全5回）
- ・2015年10月～2016年3月（全9回）
- ・2015年11月～2016年4月（全8回）

※うち2回合同

### 知財教育タスクフォース

(座長)渡部 俊也  
東京大学政策ビジョン研究センター教授

- ・2016年2月～2016年3月（全2回）

### ○知的財産推進計画2015

(2015年6月19日 知財本部決定)

#### 【重点3本柱】

1. 地方における知財活用の推進

2. 知財紛争処理システムの活性化

3. コンテンツ及び周辺産業との  
一体的な海外展開の推進

#### 【重要8施策】

1. 世界最速・最高品質の審査体制
2. 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化
3. 国際標準化・認証への取組
4. 産学官連携機能の強化
5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備
6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化
7. 国際的な知財の保護・協力の推進
8. 知財人財の戦略的な育成・活用

#### ＜安倍総理からの御指示＞

◇地域中小企業の知財戦略強化のため、「地方知財活用促進プログラム」を推進

◇知財紛争処理システムの機能強化に向け、証拠収集手続や損害賠償額の在り方などの総合的な検討

◇コンテンツと周辺産業の連携のため、事業者のマッチングの場である「官民連携プラットフォーム」を創設

「クールジャパン官民連携プラットフォーム」を設立  
(昨年12月15日設立総会)

◇デジタル・ネットワーク時代に相応しい著作権法などの法制度の在り方などを検討

### ○知的財産推進計画2016

(2016年5月9日 知財本部決定)

「検証・評価・企画委員会」

(4月18日「推進計画2016」素案を審議)

「知財紛争処理システム検討委員会」

での検討  
(3月22日取りまとめ)

「次世代知財システム検討委員会」

での検討  
(4月8日取りまとめ)

「知財教育タスクフォース」での検討

(2~3月)

御清聴ありがとうございました。

知的財産推進計画2016はこちらからダウンロードいただけます。

内閣府知的財産戦略本部HP

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2>)